

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

蒸発社員の解雇について考える。簡易裁判所への公示送達について

Q. 蒸発社員の解雇について会社としての対応の仕方を教えてください。

A. まず、蒸発社員の企業側の対応について行政通達では、次のように書かれています。

寮から荷物をまとめて蒸発したような場合には、当該会社で働く意思のないことを態度で示したものと、黙示の退職の意思表示として取り扱ってもよい。とあります。(昭和 23 年 3 月 31 日 基発 513 号より)

しかしながら、会社として主体的に取り組むことも必要です。

従業員が無断欠勤を続けると会社としては解雇を考えなければなりません。ただ、行方不明になった場合解雇したくても解雇の意思表示が相手方に到達しないと効果は成立しません。

そこで、解雇通知書を相手方に届けたのと同じ効力のある方法があります。

それは、民法第 98 条に定める公示による意思表示を導入があります。簡易裁判所に公示送達の申立てをします。

ただし、従業員の所在が不明でもその親権者、後見人、不在者の財産管理人等が存する場合は、これらの者に対して意思表示をすればよいのですから公示の方法による意思表示はできませんので注意してください。では、どこの簡裁に申し出ればよいかと言いますと、従業員の最後の住所地を管轄する簡裁に申し出ればよいことになっています。(民法 98 条第 4 項より) ここで、読者の皆さんは普段あまり民法を見ないと思って以下に、公示送達が書かれている民法の条文(第 98 条)を掲載しましたので参考にしてください。

実際に、簡易裁判所宛に「意思表示の公示送達申立書」を申立人 ○○会社代表取締役社長 ○○の名前で作成します。

申立人 ○○

相手方 △△

次に何の公示送達かを書きます。今回の場合は、

解雇通知書意思表示公示送達となります。

次に申し立ての趣旨、申立ての理由、最後に証拠書類という順番で記載します。

第 1 申立の趣旨

第 2 申立の理由

証拠書類

その上で、もう一つ通知書という文章の作成の義務が申立人にはあります。

その文書のタイトルは 「通知書」 です

通知人 ○○会社代表取締役社長○○が、被通知人△△に対しての通知文です。

通知書の内容として、①従業員がいつから雇用されてきたのか②現在の状況はいつごろから欠勤状態になったのか③通知人がいかに努力して連絡を取ったのか④解雇の根拠となる条文等⑤以上により被通知人を普通解雇します。が書かれていることが必要です。

手数料として1000円の収入印紙と市町村役場への文書発送のために切手代522円×2組と証拠・証明資料（行方不明を証明するもの。近隣住民の証明、電気メーター、新聞受けの状況、住民票の写し等）、会社の登記簿謄本、解雇通知書の原本と写しなどの提出が必要になってきます。

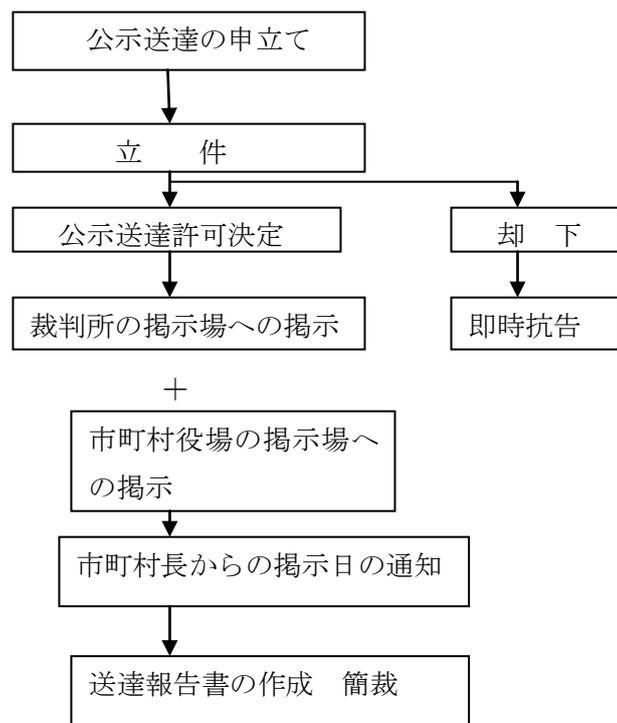
意思表示の公示送達の手続きの流れは、図1.のようになります。

許可決定の前に、簡易裁判所の民事担当の裁判官は、申立人作成の意思表示の公示送達申立書と通知文から審理をします。審理が通る観点からは、申立人が相当手を尽くして捜索しても不明であったことがよみとれば許可になると考えられます。

公示送達許可決定後、簡易裁判所は、書記官が作成した公示送達の書面を簡易裁判所の掲示板に掲示をします。それと同時に、相手方の住んでいた市区町村役場に、通知書（当事者間の相手方に対する公示送達を当裁判所の掲示場に掲示しましたから、至急一読されるよう通知しますという文面）を役場の掲示板に掲示するように依頼します。（囑託するという。）

市区町村役場に掲示した日の翌日を起算日として、そこから2週間経過した日が当該意思表示の効力発生日となり解雇が成立します。以上のように、条文上では官報に掲載することが本来の原則でしたが、最近は、官報に掲載する代わりに市区町村役場の掲示板に掲示することになったことによってある意味では簡略化になりました。しかしながら、まだまだ、公示送達の作成は申立人が相手方従業員の所在を詳しく調べることなどハードルが高いように思われます。

そこで、簡易裁判所での公示送達をしないでも済むように、日頃から従業員の労務管理をこまめにしておくことが大切です。図1.



民法 第98条(公示による意思表示)

- 1 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によってすることができる。
- 2 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に少なくとも1回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。